

平成27年12月2日

## くるみん認定通知書交付式を実施しました！

(基準適合一般事業主認定)

### 長崎県中小企業団体中央

(所在地：長崎市 業種：経済団体)

長崎労働局（局長 大塚 崇史）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、平成27年11月20日に「長崎県中小企業団体中央会」（会長 石丸 忠重）を子育てサポート企業として認定（くるみん認定）しました。



長崎県中小企業団体中央会

会長 石丸 忠重 様

大塚 長崎労働局長

## 長崎県中小企業団体中央会の取組の概要

### 認定企業（長崎県中小企業団体中央会）の概要

所在地 長崎市  
労働者数 26人（男性20人、女性6人）  
事業内容 経済団体



### 行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成25年3月1日～平成27年10月31日）

- 1 小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる所定外労働の免除制度を導入する。

### 企業からの一言

#### 行動計画策定に当たって工夫した点

職員に対し行動計画の意義・理解を求め、制度を利用しやすい職場環境づくりに努めるよう周知しました。

#### 行動計画策定・実施の効果

行動計画期間中、女性職員1人及び男性職員1人がそれぞれ育児休業を取得しました。

#### 育児休業を取得した男性従業員の声

平成27年7月21日（火）に育児休業を1日取得しました。前日が祝日であったため土曜日から4連休となりました。その間、妻の家事や間もなく1歳になる娘の育児を一部分担するなど家族サービスに努め、これまで見過ごしていた家族との絆の大切さを実感した有意義な休暇となりました。

#### 育児休業を取得した男性従業員の上司の声

これまで育児休業取得者がいない事業所であったため、女性職員の育児休業取得と併せて男性職員の育児休業取得者が現れたことは非常に嬉しく思います。

今後はこれをきっかけに、育児休業を取得する男性職員が増えてくることを願っています。

さらに今回、全国の中小企業団体中央会のくるみん認定第1号となりました。

現在、厚生労働省から「次世代育成支援対策推進センター」としての指定を受けており、これからも事業実施団体としてワーク・ライフ・バランスの推進を努めて参りたいと思います。



長崎県中小企業団体中央会  
会長 石丸 忠重 様

大塚 長崎労働局長

\* 一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

\* 次世代法に基づく「くるみん認定」については、こちらをご覧ください。

一般事業主行動計画の計画期間が、平成 27 年 3 月 31 日までに終了する場合は、旧認定基準が適用されます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日をまたぐ場合は、旧認定基準または新認定基準のいずれによっても申請できます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、新認定基準が適用されます。

・旧認定基準

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kinto/201507/siryu-2.pdf>

・新認定基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074917.pdf>

\* 次世代法に基づく「プラチナくるみん認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000074918.pdf>

\* くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>



この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんの認定については、

長崎労働局雇用均等室 電話 095(801)0050